

保地第 1434 号
令和 2 年 9 月 18 日

関係医療機関開設者 殿

沖縄県保健医療部
地域保健課長
(公印省略)

感染症法第 42 条の規定に基づく新型コロナウイルス感染症入院患者の
公費負担療養費支給事務に係る運用及び協力依頼について（通知）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より本県保健衛生行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につき、貴機関におかれましては、入院患者の受入れ等、大変御尽力
いただいておりますが、御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の患者が感染症指
定医療機関以外の病院又は診療所に入院した際には、感染症法第 42 条の規定により、
公費負担療養費の支給対象となっております。

当該支給事務の運用については、令和 2 年 5 月 26 日付け健感発 0526 第 1 号厚生労働
省健康局結核感染症課から通知が発出されたところ、本県所管においては、同通知の適
用範囲内で、別紙のとおり取り扱うこととしますので、お取り計らい賜りますようお願い
申し上げます。

| |
|-------------------------------|
| 結核感染症班・上原 TEL 098-866-2215 |
|-------------------------------|

感染症法第42条の規定に基づく新型コロナウイルス感染症入院患者の
 公費負担療養費支給に関する関係実務の整理

01 項目ごとの実施機関（窓口）について

| 項目 | 根拠 | 実施機関（窓口） |
|-------------------------|-------|------------|
| 就業制限 | 法第18条 | 各保健所 |
| 応急入院 | 法第19条 | 各保健所 |
| 本入院・入院延長 | 法第20条 | 各保健所 |
| 公費負担医療費（県立病院・琉大病院・沖縄病院） | 法第37条 | 各保健所 |
| 公費負担療養費（上記以外の病院又は診療所） | 法第42条 | 県地域保健課（*3） |

02 法第42条（療養費支給）公費負担申請にかかる事務処理イメージ



- *1 県立保健所では、法第18条・第19条・第20条に基づく必要な事務を実施します
- *2 県地域保健課では、県立保健所が担当した患者様の療養費支給手続きを行います
- *3 那覇市保健所が担当した患者様の手続きは、那覇市保健所で行っています

対象医療機関におかれましては、患者様ご本人（又はご家族の方など）に公費負担療養費支給申請手続案内（チラシ）と申請書様式配布の御協力をお願いします。
 感染症法第42条療養費支給に関する実務運用イメージについては、別添資料を御覧ください。

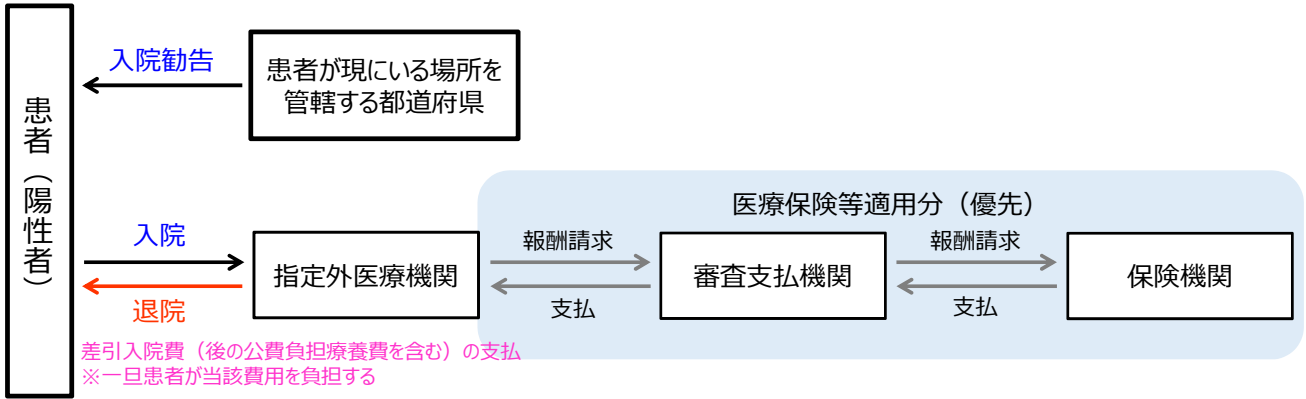
お問い合わせ

結核感染症班・上原

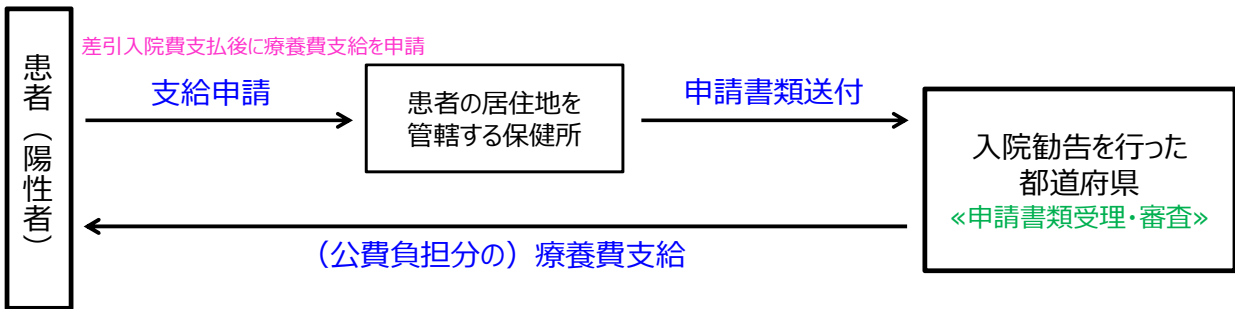
TEL: 098-866-2215

公費負担の申請について（法第42条関係・療養費〈通常時・条文解釈〉）

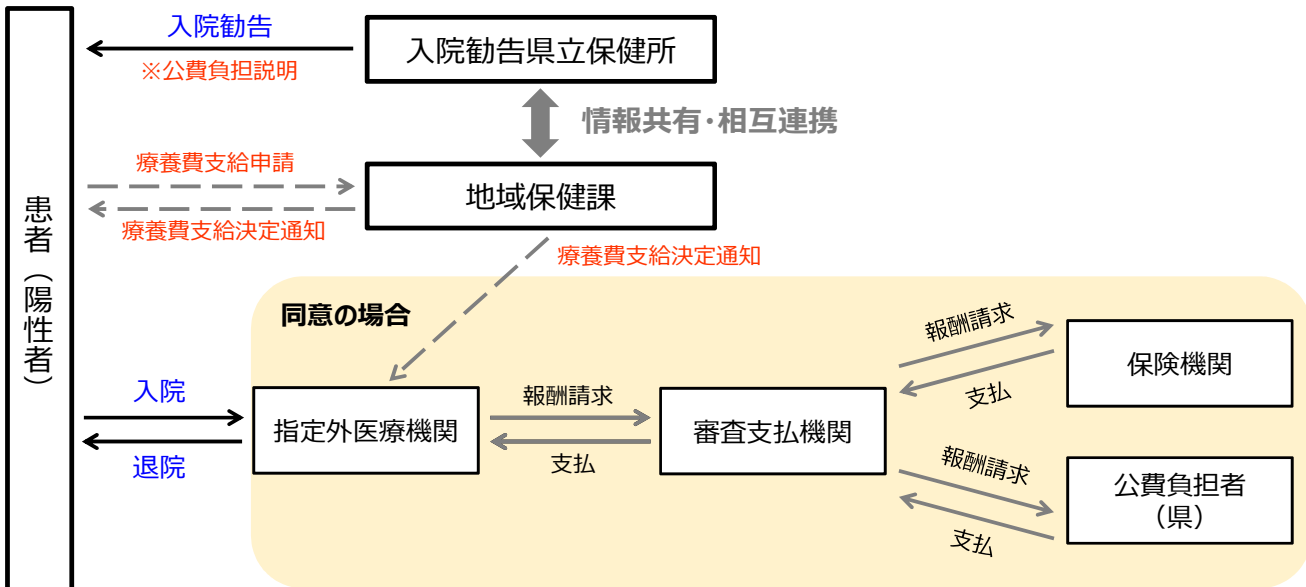
1 患者入院等： 法第19条・第20条



2 療養費支給： 法第42条

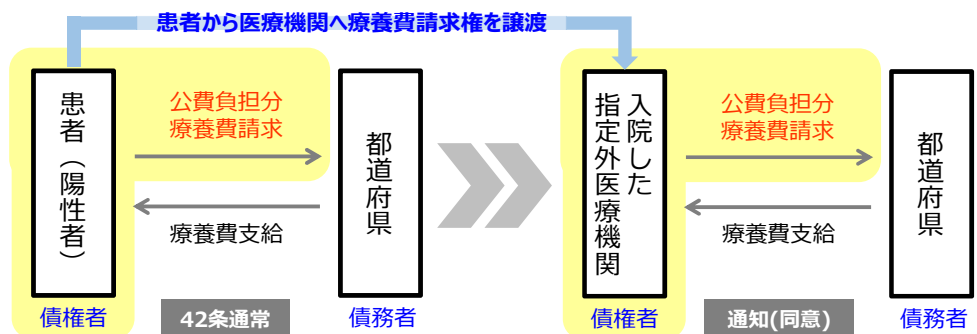


公費負担の申請について（法第42条関係・療養費〈通知運用〉）



《通知による整理》

法第42条では本来患者にある療養費請求権を入院した医療機関に譲渡することにより、実務上、法第37条と類似の取扱いをとることが可能となる。



健感発 0526 第 1 号
令和 2 年 5 月 26 日

各

| |
|--------|
| 都道府県 |
| 保健所設置市 |
| 特別区 |

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
（ 公 印 省 略 ）

感染症法第 42 条の規定に基づく入院患者の療養費の支給について

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 3 条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 19 条又は第 20 条の規定により新型コロナウイルス感染症の患者が感染症指定医療機関以外の病院又は診療所（以下「指定外医療機関」という。）に入院した場合には、法第 42 条の規定に基づき、当該患者又はその保護者（以下「患者等」という。）からの申請を受けた都道府県知事（保健所を設置する市及び特別区の長を含む。以下同じ。）は、当該患者等に対してその療養費を支給することができます。

今般、新型コロナウイルス感染症の入院患者数の増加等を踏まえ、法第 42 条の規定に基づく療養費の支給について、下記により取扱うことも可能としますので、その適切な運用をお願いします。

なお、この取扱いは、厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課及び医療課にも協議済みであることを申し添えます。

記

1. 指定外医療機関における入院及びその際の療養費の支給について

- 都道府県知事は、法第 19 条第 1 項ただし書、第 20 条第 1 項ただし書等の規定により、緊急その他やむを得ない理由があるときは、患者に対し、指定外医療機関に入院することを勧告し、又は入院させることができること等とされている。新型コロナウイルス感染症の患者数の増加等に鑑みれば、今般の新型コロナウイルス感染症の患者の指定外医療機関への入院は「緊急その他やむを得ない場合」に該当するものであり、地域の医療体制の整備に当たっては、感染症指定医療機関のみならず、指定外医療機関への入院も含めた体制整備を行っていただいているところである。
- また、患者が、法第 37 条第 1 項各号に掲げる医療を受けた場合、
 - ・ これを感染症指定医療機関において受けたときは、法第 37 条第 1 項の規定により都道府県（保健所を設置する市及び特別区を含む。以下同じ。）がこれに要する費用を負担し、このため、法第 40 条第 1 項の規定により感染症指定医療機関は当該費用を都道府県に請求するものとされており、
 - ・ これを指定外医療機関において受けたときは、法第 42 条第 1 項の規定により、都道府県がこれに要した費用につき、療養費を患者等に対して支給することができるものとされており、その支給については、現在、患者等が一旦費用を負担した上で事後に都道府県に請求して支給を受けることとされているところである。

2. 新型コロナウイルス感染症に関連する療養費の支給について

- 新型コロナウイルス感染症に関しては、1. のとおり、指定外医療機関への入院や、それに基づく法第 42 条第 1 項の規定による療養費の支給が増加していると考えられるところ、この支給の方法について、次の①及び②の要件を満たす場合には、患者等に直接療養費を支給することに代えて、
 - ア) 患者本人に対し、指定外医療機関において現物給付を行うとともに、
 - イ) 指定外医療機関に対し、都道府県から当該療養費の額を交付することとして差し支えないこととする。
 - ※ ア) を行うに当たっての整理は、以下のとおり。
 - ・ 患者等が都道府県に対して有する療養費の請求権を指定外医療機関に譲渡し、その代わりに、それと同額を指定外医療機関に請求する。
 - ・ 指定外医療機関は、患者等の自己負担額と当該請求された額を相殺する（現物給付）。
 - ・ 指定外医療機関は、患者等から譲渡された都道府県への請求権に基づき、都道府県に請求する（後述のとおり、審査支払機関を経由して請求を行う）。

<要件>

① 都道府県知事は、入院患者等に対する法第 42 条の規定に基づく療養費の支給について、ア)の方法により行うことについて、患者等から書面による同意を得ること。

※ 当該同意の取得に当たっては、当該療養費の支給に係る申請書において当該同意に係る欄を設けるなどの対応が考えられる。

② 指定外医療機関は、都道府県知事に対して療養費の支払いを請求し、都道府県知事は当該療養費の額を支払うこと。

○ あわせて、都道府県知事は、本通知に基づく指定外医療機関に対する支払いに係る事務を、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会（以下「審査支払機関」という。）に委託することができることとし、その場合の費用の請求については、指定外医療機関において、診療報酬請求書及び診療報酬明細書を作成し、審査支払機関に提出することによって行うこととする。

○ なお、その場合の運用上の取扱いについては、法第 37 条と同様に取り扱うこととし、例えば、公費負担番号・受給者番号の連絡、費用の請求等については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する費用の請求事務について」（平成 11 年 3 月 19 日付健医発第 456 号厚生省保健医療局長通知）と同様に取り扱うこととする。

（参考）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する費用の請求事務について」（平成 11 年 3 月 19 日付健医発第 456 号厚生省保健医療局長通知）における診療報酬の請求、公費負担者番号等の設定等の取扱いは次のとおり。

- ・ 診療報酬の請求については、診療報酬請求書及び診療報酬明細書を作成し、審査支払機関に提出することによって行うこと。
- ・ 公費負担者番号については、全て国で統一的に設定するものであり、法別番号（注：新型コロナウイルス感染症については「28」）、都道府県番号、実施機関（保健所）番号、検証番号の順に記載すること。
- ・ 受給者番号については、実施機関（保健所）ごとに設定するものであり、法に基づく入院が必要とされる感染症については、疾病番号（注：新型コロナウイルス感染症については「7」）、暦年、受給者番号、検証番号の順に記載すること。

※ 公費負担者番号及び受給者番号については、実施機関（保健所）が医療機関に連絡することとされている（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の取扱いについて」（平成 11 年 3 月 19 日付健医発第 455 号厚生省保健医療局長通知）参照）。

- また、審査支払機関との審査及び支払事務の契約等の締結については、既に「都道府県、保健所設置市及び特別区と社会保険診療報酬支払基金との契約の締結及び覚書の交換について」（平成 11 年 2 月 23 日付健医発第 223 号厚生省保健医療局長通知）に基づく契約等が締結されている場合には、契約当事者の異議がある場合を除き、当該契約等の範囲に含まれているものとみなして差し支えない。

3. 適用期日について

- 本通知に基づく取扱いは、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。
ただし、同日前に関係者の同意のもとに本通知に定める又は本通知に類似する取扱いを行った場合には、患者等に不利にならず、患者、都道府県、医療機関等の関係者の間で特段の異議がない限りにおいて、そのような取扱いも許容される。

【窓口担当者用】申請書記入要領及び添付書類について

那覇市保健所から就業制限や入院勧告を受けた患者様の申請は、那覇市保健所へお願いいたします。

1 申請書

| | |
|---|--|
| 1 | 申請書は入院患者一人に対して1枚必要です。 |
| 2 | 申請日は記入不要です。 |
| 3 | 申請者が携帯電話をお持ちの場合は、携帯電話番号の記入をお願いします。 |
| 4 | メールアドレスをお持ちの方は、記入をお願いします。 |
| 5 | 患者との関係について、患者本人が申請書を記載しない場合、書き方（表現）に特段の定めはありません（父、母、子、保護者、同居人などと記入）。 |
| 6 | 保険者等の種別は記入不要ですが、ご自身で判別できる場合、この限りではありません。 |
| 7 | 高齢者の医療の確保に関する法律による医療への受給資格は記入不要ですが、ご自身で判別できる場合、この限りではありません。 |
| 8 | 療養費支給に関する申請者同意欄については、②の特例を使う場合（申請書類の提出のみ、立替払いなしで済ませる場合）はチェックが必要です。 |

2 添付書類

| | |
|---|---|
| 1 | ご家族内で複数名の入院があった場合は、保険証コピーは入院した患者ごとに1通ずつ、住民票謄本は1通、市町村税課税証明書は住民票謄本に掲載される家族全員分で（入院していないご家族の分も含めて）各1通が必要です。 |
| 2 | 保険証コピーは、国保・社保・共済のほか、後期高齢者医療保険受給者証や生活保護受給証明書も該当します。 |
| 3 | 住民票謄本は、家族全員の情報が記載されたものです。 |
| 4 | 住民票謄本は、患者本人の居住地と自己負担額の認定に必要な世帯員を確認するために取得してもらっています。 |
| 5 | 市町村税課税証明書は、いま証明書が発行できる中で、一番新しい年度（最新）のものを取得してください。 |
| 6 | 市町村税課税証明書は、住民票謄本に情報が記載されている家族全員分を（入院していないご家族の方の分も含めて）取得してください。 |
| 7 | 市町村税課税証明書は、自己負担額の計算のために取得してもらっています。 |
| 8 | 市町村税課税証明書は、原則として、世帯構成員（ご家族）全員分をいただきますが、義務教育以下のお子様の分は状況によりますので、ご相談ください。 |